

第 27 回独立行政法人評価制度委員会概要等について

表記委員会は、令和 2 年 10 月 23 日に開催され、その際の国立環境研究所についての論点及び委員からのご発言を以下のとおりご報告します。

●主務省ヒアリング及び法人理事長等ヒアリングにおける論点（委員会資料より抜粋）

(26) 国立環境研究所

- ・ 環境問題は防災、土木、農業など多くの分野と関わっているため、法人は幅広い分野について研究を行っているが、気候変動適応など新たな課題が山積する中、主務省において、環境政策において法人が果たすべき役割を今一度整理した上で、法人が優先的に取り組むべき課題及び期待する成果を具体的に明示することが必要ではないか。
- ・ また、法人が、求められる役割を着実に果たしていくためには、これまでの研究成果や国内外の研究者間ネットワークなど、法人が有する実績やポテンシャルをより分かりやすく効果的に発信することにより、研究開発成果の最大化に必要なリソースの確保につなげていくことが重要ではないか。
- ・ 特に人的リソースの確保において、関係機関等との連携を強化し、環境問題に関わる様々な研究分野に精通した人材との協働を進めるとともに、AI などのデジタル技術を活用した効率的・効果的な研究開発を進めていくため、高度 ICT 人材の確保・育成について戦略的に進めていってはどうか。

●委員からのご発言

1. 令和元年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の点検

7 月 16 日の評価部会において確認された部会としての考え方や、追加で留意すべき点について以下のとおり説明があったほか、来年度実施される令和 2 年度の実績に係る評価に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価の在り方の検討の必要性について発言があった。審議の結果、年度評価等の点検については、説明のとおり進めることとされ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価の在り方については次回の委員会に向けて引き続き調査審議を進めることとされた。

- ・委員会としては、評価が実際に法人の業務運営やマネジメントに十分に活用され、法人の業務の改善につながられていくことが重要だと考える。
したがって、評価の点検に当たっては、評定の結果自体に重きを置くのではなく、評定を付すに至った判断の根拠、理由等が合理的かつ明確に説明され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要だと考える。
- ・評定を付す場合には、評定に至った根拠を適切に説明することが必要である。
評定は B が標準であり、A 以上の評定を付す場合には、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが、具体的な根拠を示して明瞭に説明される必要がある。
- ・C 以下の評定を付す場合には、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策が記載され、明らかにされていることが必要であると同時に、前年度に C 以下の評定を付して改善方策を記載した目標については、その後の具体的な改善方策の実施状況も含め、実際に改善が図られたのかどうかを、評価書の点検を通じて確認することが必要である。
- ・今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、主務省からの評価書等の提出が例年よりも後ろ倒しになっているが、点検項目を可能な限り簡素化するなどこれまで以上に効率的な点検の実施に努めつつ、必要な点検をしっかりと行っていきたい。
- ・加えて、産総研及び GPIF に関しては、昨年 11 月の委員会において、それぞれ民間資金獲得額に係る目標の未達成ないし法人理事長に対する制裁処分事案について、評価において適切に対応するよう求めているところであり、それぞれの評価書の点検を通じて、対応状況の確認が必要である。
- ・また、いわゆる効率化評価についても、年度評価等と同様、評定の根拠や改善策が適切に記載されているかどうかという視点に立って確認することが必要である。
- ・最後に、現在委員会に提出されている評価書を見ると、令和元年度中においても、新型コロナウイルス感染症が各法人の業務運営に影響を与えていることが見受けられる。令和 2 年度は、更に多くの法人の業務運営に、広範な影響が生じていると考えるため、来年度実施する令和 2 年度の実績の評価に当たっ

ては、感染症が業務運営に与えた影響が適切に評価に反映されるよう、今回の点検の結果も踏まえて、あらかじめ委員会として何らか考え方を示す必要があるのではないかと考える。

2. 令和元年度に中（長）期目標期間が終了する法人に係る調査審議の状況

榎谷委員から報告が行われた後、出席者間において議論がなされた。主な発言は以下のとおり。

- 幅広い課題の解決に向けて、各法人のポテンシャルを有効に活用するためには、主務省が、政策体系全体における法人の役割を明確に示す必要がある。
- 法人を取り巻く環境が変化し、新たな課題も増えていく中では、中長期的な視点を持って業務の優先度を設定していくことが重要である。その際は、既存の業務をやめる可能性も視野に入れるべきである。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、目標達成に影響が出ている法人もあると聞いているが、これを法人として何を達成することが求められているかを考え直すよいチャンスとして欲しい。ウィズコロナの時代において、例えば、施設への来訪者数等といった目標にとらわれず、どういう目標を立てることが適切か、デジタル技術の利活用も含め、主務省と法人においてよく議論して欲しい。
- デジタル技術の利活用は、それ自体が目的ではない。業務プロセス全体の最適化・効率化（いわゆる BPR）はもちろん、組織やビジネスモデルを変革して新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識するとともに、情報セキュリティにも留意して欲しい。
- 独法のデジタル化について、基幹業務に関しては、独法の統合管理システムのようなものを作るなど、共通基盤化を推進する必要がある。DX については、1つの法人で取り組むのではなく、オーブンプラットフォームを構築し、様々な主体が関与していくエコシステムを形成して進めていくべきである。
- デジタル技術の活用に必要な IT 人材の確保については、民間企業も必死に取り組んでいるところであり、関係法人が連携して検討を進めたり、独法全体の課題として共通的に取り組んだりといった工夫が必要。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症が重要なテーマであり、コロナが法人運営に与えた影響をよく見ていく必要がある。コロナの影響を最小化するため

にどのような取組をしたのか、ウィズコロナに対してイノベティブ・前向きな対応をしたのか、よく見ていきたい。

- コロナ禍の下、様々な改革を進めるに当たっては、役職員のモチベーション・使命感を向上させるよう留意することが重要。法人の組織風土や役職員の意識にまで踏み込んで取り組んで欲しい。
- 関係機関・団体との連携については、研究者同士（個人レベル）の連携のみならず、組織レベルで協定などを結んで行う連携についても推進する必要がある。
- 例えば、研修施設や研究施設など、法人はそれぞれの目的に沿って自前で施設を保有しているが、この先の施設保有の在り方をどうするか、関係法人で連携して検討する場を設けて欲しい。各法人で、本来の使用目的を終え、今後どうすべきか検討する必要がある施設も多くあるのではないかと思われる。
- 今年の見直し対象法人に限った話ではないが、新たな事業報告書に各法人がどのように対応しているか、出来高を委員会としてチェックするとともに、その結果を踏まえ、法人間でバラツキのないよう対応してほしい。